

農業土木工事施工管理の統一事項

新旧赤書入り

※現行基準記載内容からの変更点について赤書きをしています。

平成30年4月
宮崎県農政水産部

目 次

農業土木工事の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1編 総則編

- 1. 工事請負契約から工事完成までの流れ
- 2. 主任（監理）技術者等
- 3. 施工体制
- 4. CORINSへの登録
- 5. 工事成績評定



県土整備部
土木工事施工管理の
統一事項 適用

6. 工事の標示（工事看板）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-6-1

第2編 施工管理

- 1. 一般事項
- 2. 施工計画書
- 3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）
- 4. 工事打合簿
- 5. 協議資料
- 6. 工程管理
- 7. 工事履行報告



県土整備部
土木工事施工管理の
統一事項 適用

8. 品質・出来形・写真管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-8-1

9. 段階確認等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-9-1

- 10. 材料関係
- 11. 安全管理
- 12. 再生資源
- 13. 様式集



県土整備部
土木工事施工管理の
統一事項 適用

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-13-1

農業土木工事施工管理の統一事項

農業土木工事の留意事項

1. 適用

農業土木工事施工管理の統一事項は、宮崎県農政水産部が発注する工事（以下、「工事」という。）に係る事項について定めたものである。なお、県土整備部土木工事施工管理の統一事項を適用するものについては以下に示すものとし、これに記載なき事項について、農業土木工事施工管理の統一事項として各編に定めるものとする。なお、農業土木工事施工管理の統一事項の各項の番号は土木工事施工管理の統一事項の番号に合わせるものとする。

<県土整備部土木工事施工管理の統一事項を適用するもの>

—第1編 総則編—

1. 工事請負契約から工事完成までの流れ
2. 主任（監理）技術者等
3. 施工体制
4. CORINS への登録
5. 工事成績評定

—第2編 施工管理編—

1. 一般事項
2. 施工計画書
3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）
4. 工事打合簿
5. 協議資料
6. 工程管理
7. 工事履行報告
8. 品質・出来形・写真管理

※8.3 写真管理については農業土木工事の施工管理の統一事項を適用

第1編 総則編

6. 工事の標示（工事看板）

工事を行う場合は、必要な工事標識を設置するほか、原則として次に示す要領に基づき標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-23 第3項

「受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。」

工事現場における標示板の標示要領

平成16年10月1日

農政水産部農村計画課

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県農政水産部が発注する農業土木工事の工事現場における標示板（以下「工事標示板」という。）の標示内容の簡素化及び統一化を図り、わかりやすい標示施設にするとともに、工事標示板に工事に関する情報の問い合わせ先を表示することにより、県民への公共工事に関する積極的な情報提供を行い、公共工事に対する理解の浸透をより図るため、必要な事項を定めるものとする。

(標示内容等)

第2条 工事標示板の標示内容については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 工事の種類別

主たる工事種別を記載するものとする。

二 工事の名称

事業名（略称：別表1参照）、地区名及び工区名を記載するものとする。

三 工事の場所

〇〇郡、大字及び〇〇番地は除き、記載するものとする。

四 工事の期間

原則として、契約書に記載の工期を記載するものとする。

ただし、工場製作がある場合など、現場での工事期間が契約工期と大きく異なる場合は、実際に現場で工事を行う期間を記入するものとする。

五 工事の施工者

商号又は名称、電話番号（市外局番を含む。以下同じ。）を記載するものとする。

六 問合せ先

工事に関する情報の問い合わせ先を標示するものとする。

七 工事の発注者

事務所名、担当名及び電話番号を記載するものとする。

2 工事標示板に掲載する絵等は次の内容とする。ただし、デザイン等具体的な掲載に当たっては、建設工事のイメージアップにつながり、いやしくも工事標示板としての目的を失ふことのないよう留意するものとする。

- ア 地域の名所、特産品、名物、風景等
- イ 県の主要施策に関する内容
- ウ 県が主催する行事等に関する内容

(その他)

第3条 標示板や文字等の大きさについては、絵等に掲載する場合は標準記載例1、それ以外は標準記載例2を参考とする。ただし、これにより難い場合には監督員との協議により変更できるものとする。

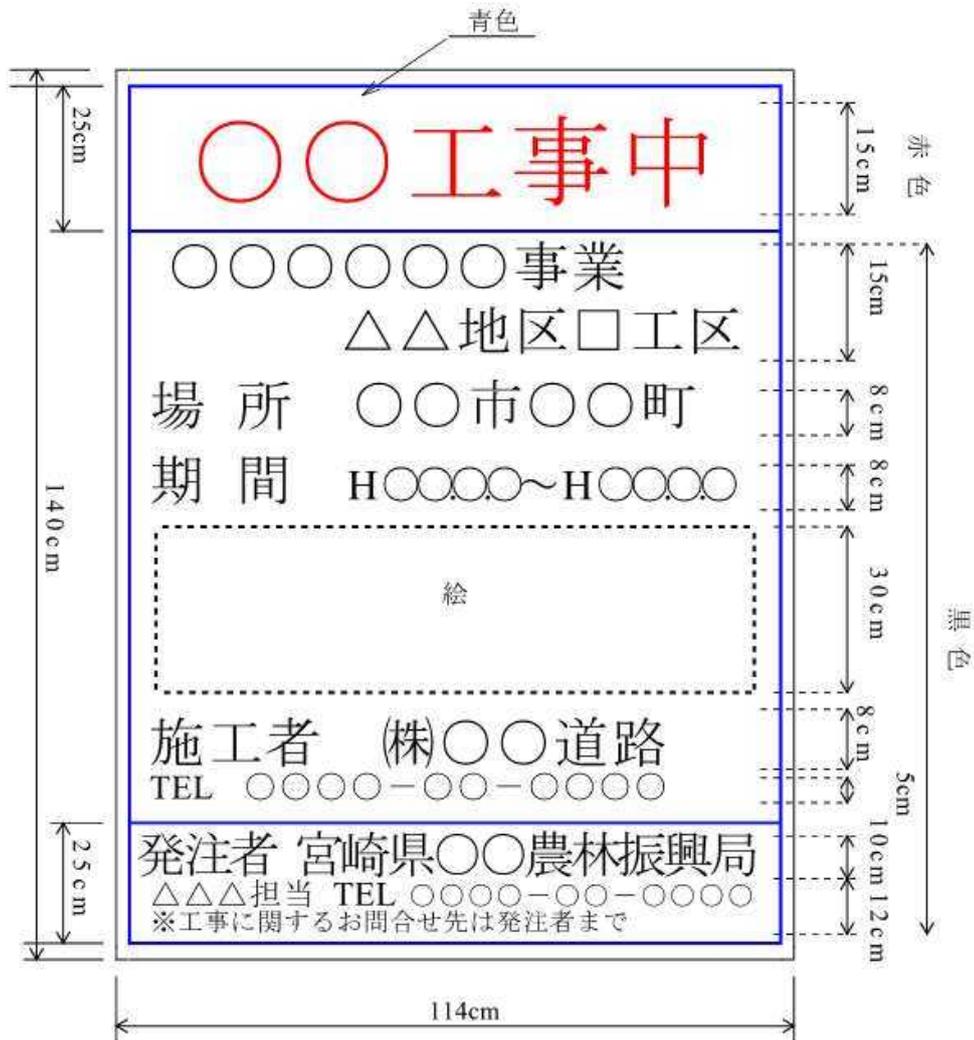
附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

標準記載例 1

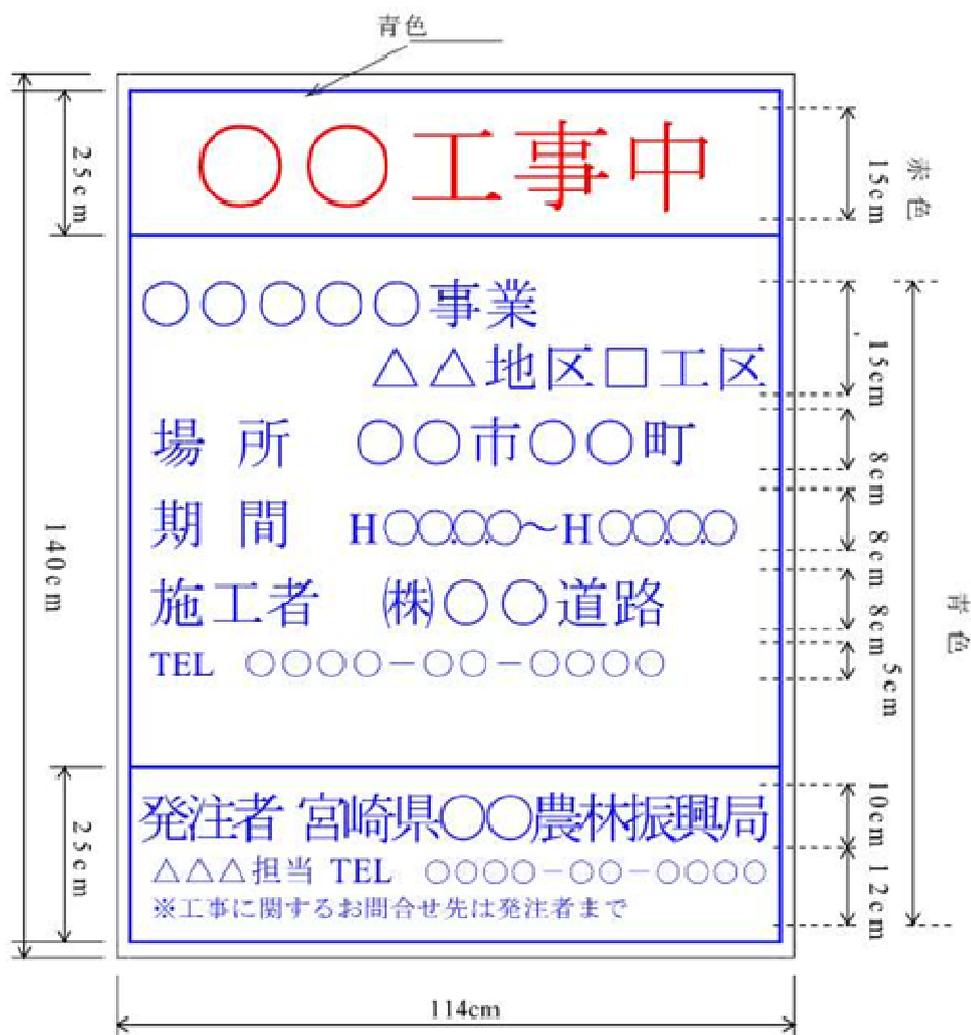
○ 工事標示板（絵を入れる場合）



(場所の記載例) × 児湯郡高鍋町大字上江2-10 → ○ 高鍋町上江
 ※ 寸法については参考値とし、文字数等により適宜調整するものとする。

標準記載例 2

○ 工事標示板（絵を入れない場合）



(場所の記載例) × 見湯郡高鍋町大字上江2-10 → ○ 高鍋町上江
 ※ 寸法については参考値とし、文字数等により適宜調整するものとする。

別表1

事業名	表示する事業名
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業
畑地帯総合整備事業(担手育成)	畑地帯総合整備事業
畑地帯総合整備事業(担手支援)	畑地帯総合整備事業
耕作放棄地整備事業	耕作放棄地整備事業
ため池等整備事業(河川応急)	ため池等整備事業
ため池等整備事業(危険ため池)	ため池等整備事業
ため池等整備事業(土砂崩壊)	ため池等整備事業
ため池等整備事業(用排水施設)	ため池等整備事業
農村災害対策整備事業	農村災害対策整備事業
農地保全整備事業(シラス)	農地保全整備事業
農地保全整備事業(急傾斜)	農地保全整備事業
農地保全整備事業(特殊土壌)	農地保全整備事業
湛水防除事業	湛水防除事業
防災ダム事業	防災ダム事業
海岸維持修繕事業	海岸維持修繕事業
海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業
広域農道整備事業	広域農道整備事業
広域農道整備事業(道交付金)	広域農道整備事業
基幹農道整備事業	基幹農道整備事業
中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業
地域用水環境整備事業	地域用水環境整備事業
基幹水利施設ストマネ事業	基幹水利施設ストマネ事業
土地改良財産補修事業	土地改良財産補修事業

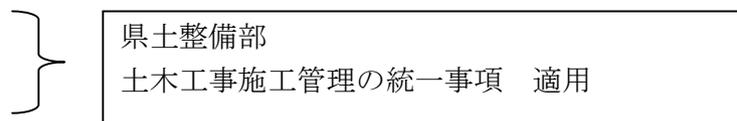
※表にない事業名については監督員と協議すること

第 2 編 施工管理編

8. 品質・出来形・写真管理

下記項目（8.1、8.2）については、土木工事施工管理の統一事項を適用するものとする。8.3 写真管理については本統一事項に定める。

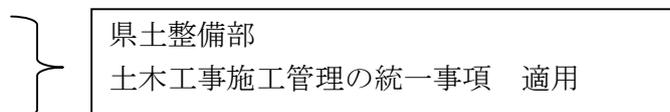
8.1 品質管理 8.2 出来形管理



8.3 写真管理

下記項目（8.3.1、8.3.2）については、土木工事施工管理の統一事項を適用するものとする。8.3.3 写真管理上での留意点については本統一事項に定める。

8.3.1 目的 8.3.2 基準等



8.3.3 写真管理上での留意点

「写真管理基準」にある留意事項等のほか、特に留意すべき点は、下記のとおりである。

（1）着手前及び完成写真

- ① 工事区間全体の状況が判るように撮影すること。全景が、同一画面に入らない場合は、つなぎ（パノラマ）写真又は追い写真とする。
- ② 起終点位置や重要な中間点にはポール等を立てること。（丁張り設置後に撮影すると、計画も判然として効果的である。）
- ③ 着手前と完成写真は同一構図となるよう撮影する。

（2）施工状況写真

- ① 各施工段階における施工機械等の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、規定された工法に対する施工状況、部分的な段階完了状況写真を撮影するものであるが、その撮影の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。
- ② 指定仮設物及び主要な仮設物並びに補修状況を撮影する。なお、火薬庫、電気設備については、当該施設周辺の地勢状況が判るように撮影する。
- ③ 工事現場においては設計図書と現地との不一致等の問題が種々発生するが、その対応策は設計変更の対象となる可能性も高いので、必要に応じて原因・状況・対策に即した撮影内容を監督員と協議して決定する。
- ④ できるだけ測点、周囲の地形・地物を背景に入れて、撮影目的物の位置を明瞭にするよう工夫する。また、やむをえず細部撮影をする場合は、位置が不明確になるため、遠・近の組写真となるよう工夫する。

<農政独自>

- ⑤ 管工事において工事完成後に明視できない箇所（不可視部分）の状況を確認する観点から、布設されたすべての管について布設完了時の状況がわかる写真を撮影するものとする。

~~—なお、撮影に際しては管番号及び、離脱防止金具・異形管・弁類等の設置箇所や個数等が~~

~~わかるように撮影するものとする。~~

なお、撮影に際しては、離脱防止金具、異形管及び弁類等の設置箇所や個数がわかるように撮影するものとするが、管番号を記した接合部の接写は不要とする。

⑥複合配管を行う場合（ダブル、トリプル配管等）は、設計図書に示す管同士の最小間隔を確保したことがわかる写真を撮影するものとする。

(3) 使用材料写真

①受注者が他から購入して使用する工事材料で、使用後において形状・寸法・数量が確認できないものについては現場搬入時に検収写真を撮影する。

② J I S マーク製品については、規格及び J I S マーク等の表示を撮影するのみでよい。

<農政独自>

③日本水道協会規格（JWWA）の水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管（H I V P, V P）、水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手（H I V P, V P）については、J I S 製品の検収方法と同様とする。

④ J I S マーク製品等以外の管資材についても、品質証明書等と現品の整合が確認できるものについては、形状・寸法確認の写真撮影は不要とするが、規格や表示マークの写真撮影は行う。

⑤切管の検収写真は、面取り等の必要な処理を行った後、すべての切管で撮影することとするが、硬質ポリ塩化ビニル管の切管は管種（切管種①～⑤）・管径毎に面取り後の写真を1枚ずつ撮影することとする。ただし、**標線位置の管理記録はすべての切管で行うこととする。**

複合配管を行う場合の管理について記載がなかったことから、状況写真として整理するよう記載を追加した。

(4) 品質管理写真

品質管理の試験又は測定を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。

(5) 出来形管理写真

①明視できない箇所（不可視部分）の出来形（高）寸法を確認（証明）するための写真撮影であるので、被写体の映像及び目盛を明確に撮影しなければならない。なお、不可視部分の定義は次のとおりとする。

- ・破壊しないと容易に確認又は測定できない構造。（例：砕石基礎、コンクリート基礎、鉄筋、下層路盤等）
- ・工事途中の工種の終了時には明視できても、全工事完成後又は次期発注工事で不可視となる構造。（例：高盛土が施工される小口径の管梁寸法、盛土等他工種の施工により不可視となる構造物の背面寸法、次期舗装工事が施工される場合の下層路盤施工幅寸法等）
- ・梯子等昇降器具又は渡川器材等の仮設物を使用しないと容易に確認又は測定できない構造（例：橋台、橋脚、擁壁、根固・水制工）
- ・その他構造等の特殊性により不可視となる部分の寸法。

②出来形写真にはその寸法が確認できる添尺（箱尺、巻尺、リボンテープ、ノギス等）を使用する。また、カメラアングルが悪いと正確な寸法が撮影されないので、測定尺とカメラの位置が正面又は水平になるように留意する。

(6) 安全管理写真

標識等の設置状況及び交通誘導員等の配置状況写真は、万一事故が発生した場合は、原因調査資料及び安全管理状況の証明資料ともなるので、設置又は配置状況が変わればその都度撮影を行っておく。又、必要に応じて夜間撮影も行っておく。

(7) その他（公害、環境、補償等）

必要に応じて、事前調査写真を撮影しておく。

(8) 写真編集の不可

電子媒体に記録された工事写真（以下「デジタル写真」という。）については、写真編集等写真の信憑性を考慮し、いかなる編集（明るさの補正や回転等）も行ってはならない。

(9) 仮設備写真

掲示物（施工体系図、建設業許可票等）については、全景写真のみで個別のアップ写真の提出は不要。

(10) 施工写真（産業廃棄物の処理状況）

産業廃棄物の処理に関する施工状況写真については、積込・運搬・搬入・処理状況の判る写真を撮影する。（撮影頻度は、廃棄物の種類毎に1サイクル）

なお、搬出時期、搬出先が変わる場合には、その都度撮影する。

(11) 品質・出来形確認写真

黒板の数量（設計値、実測値等）と施工管理図等の数量が確認できれば、写真帳の添え書きに設計値、実測値等の数値を記入する必要はない。黒板の数量（設計値、実測値等）と施工管理図等の数量が確認できれば、写真帳の添え書きに設計値、実測値等の数値を記入する必要はない。

(12) 工事検査写真

工事検査写真は、必要最小限の枚数とする。また、黒板に設計寸法、実測寸法等を記入する

必要はない。

(13) 段階確認・立会写真

段階確認・立会写真は、段階確認書等に添付しているため、工事写真での提出は不要。

9. 段階確認等

9.1 材料確認書については、土木工事施工管理の統一事項を適用するものとする。9.2 材料確認・立会事項については、下記項目（9.2.1～9.2.4）について土木工事施工管理の統一事項を適用するものとするが、9.2.5 段階確認一覧については本統一事項に定める。

9.1 材料確認書

9.2 段階確認・立会事項

9.2.1 目的

9.2.2 実施上の留意点

9.2.3 実施要領（段階確認）

9.2.4 実施要領（現地調査・立会）

県土整備部
土木工事施工管理の統一事項 適用

9.2.5 段階確認一覧

段階確認一覧（農政水産部）

一般：一般監督
重点：重点監督
1 / 5

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、延長、幅、長さ、高さ、深さ、間隔等	一般：1回／1工事 重点：1回／1工事
土工		施工完了時	基準高、法長、幅	一般：1回／500m 重点：1回／250m
掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	一般：1回／変化毎 重点：1回／変化毎
基礎工	栗石クラッシャーラン均しコンクリート	施工完了時	基準高、延長、厚さ、幅	一般：1回／500m 重点：1回／250m
	コンクリート基礎	施工完了時	基準高、延長、高さ、幅	一般：1回／200m 重点：1回／100m
道路工	路床	ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	一般：1回／1工事 重点：1回／1工事
舗装工	路盤	ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	一般：1回／1工事 重点：1回／1工事
舗装工	下層路盤 上層路盤	施工完了時	基準高、延長、厚さ、幅	一般：1回／500m 重点：1回／250m
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理 サンドマット置換	処理完了時	使用材料、延長、基準高、幅、施工厚	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
	置換	掘削完了時	使用材料、延長、幅、施工厚	
	サンドマット	処理完了時		
パーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時	使用材料、打込み長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
	袋詰式サイドドレーン パーパートドレーン	施工完了時	施工位置、杭径	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込み長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	施工位置、杭径、基準高	
固結工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般：1回／200本 重点：1回／100本
	高圧噴射攪拌	施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／200本 重点：1回／100本
		打込み完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／100本 重点：1回／50本
		打込み完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込み完了時 (打込み杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時 (中堀杭)	掘削長さ、杭の先端地質	
		施工完了時 (中堀杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
現場打杭工	リバース杭 ホールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時	支持地盤、掘削長さ	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロッド 重点：1回／1ロッド
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎杭		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	一般：1回／変化時 重点：1回／変化時
		掘削完了時 施工完了時	掘削長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全本数
		施工完了時	基準高、変死量、杭径	
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1本 重点：1回／1本
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全本数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄杵据え付け完了時	使用材料、位置	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	一般：1回／変化時 重点：1回／変化時
鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロッド 重点：1回／1ロッド		
鋼管井筒 基礎工		打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込み完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、延長、幅、深さ、地盤支持力	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
矢板工 (仮設を除く)		掘削完了時	使用材料、延長、幅、深さ、地盤支持力	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
ポストテンション T(I)桁製作工 プレーム 桁製作工 プレキャストブロック 桁組立工 PCホロスラブ 製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱 桁製作工 PC押出し 箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度 ／総ケーブル数 重点：20%程度 ／総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロッド 重点：1回／1ロッド

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1 ロッド 重点：1回／1 ロッド
鋼橋		仮組立完了時 (仮組立が省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	一般：1回／1 法線 重点：1回／1 法線
		掘削完了時	支持地盤	一般：1回／変化毎 重点：1回／変化毎
	法覆工 (覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	一般：1回／1 法線 重点：1回／1 法線
	基礎工 根固工	設置完了後	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	一般：1回／1 工事 重点：1回／1 工事
擁壁工	重力式 混合擁壁 ブロック積 L型擁壁	掘削完了時	支持地盤 (直接基礎)	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 橋台工 橋脚工 橋脚アーチング工 RC擁壁工 頭首工 排水機場本体工 水門工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	一般：1回／変化毎 重点：1回／変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤 (直接基礎)	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1 ロッド 重点：1回／1 ロッド
		埋戻前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 構造物
橋台工 橋脚工		沓座の位置決定時	沓座の位置	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 構造物
トンネル工	掘削	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	一般：1回／変化時 重点：1回／変化時
	支保工	支保工完了時 (支保工変更毎)	吹付コンクリート厚、ロックボルト打込み本数及び長さ	一般：1回／1 岩区分 重点：1回／支保工変更毎
	覆工	コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／6 打設毎又は 構造変化毎の 頻度の多い方 重点：1回／3 打設毎又は 構造変化毎の 頻度の多い方 ※地盤等級がD, Eのもの
	インバート工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／構造物の変化毎 重点：1回／構造物の変化毎
アンカー工	基本試験	基本試験実施毎	変位量	一般：全数 重点：全数
	削孔工	施工時 施工完了時	据付け精度及び角度、削孔長	一般：5%／総本数 重点：10%／総本数
	注入	グラウト注入時	使用材料、フロー値、加圧力	一般：1回／打設毎 重点：1回／打設毎
法面工	法枠工	施工完了時	厚さ、法長、幅、間隔、延長	一般：1回／200m 重点：1回／100m
	吹付工 植生工	施工完了時	法長、延長、厚さ	一般：1回／1,000m ² 重点：1回／500m ²

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
ほ場整備工	表土扱	施工完了時	厚さ	一般：3点/1ha 重点：6点/1ha
	田面整地 畑面整地	施工完了時	基準高、均平度、 面勾配（指定）	一般：1筆(6点)/5筆 重点：1筆(6点)/2筆
	基盤整地	施工完了時	基準高、均平度、 面勾配（指定）	一般：全筆 重点：全筆
	畦畔工	施工完了時	施工延長、高さ、 幅	一般：1回/2000m 重点：1回/1000m
	道路工 （砂利道）	施工完了時	基準高、延長、厚 さ、幅	一般：1回/500m 重点：1回/250m
	暗渠排水 吸水渠工	掘削完了時 管布設完了時	布設深、間隔、被 覆材幅、被覆材 厚、延長	一般：1回/500m 重点：1回/250m
	集水渠（支） 導水渠（幹）	施工完了時	施工延長、布設深	一般：1回/500m 重点：1回/250m
ため池工	本体工	法線設置完了時	法線設置状況	一般：1回/1法線 重点：1回/1法線
	遮水シート	掘削完了時 施工完了時	使用材料、長さ、 幅、厚さ、基準高	一般：1回/1工事 重点：1回/1工事
	法面保護工	設置完了時	使用材料、長さ、 幅、基準高	
	洪水吐 余水吐	土（岩）質の変化 した時 床堀掘削完了時 鉄筋組立完了時 埋戻前	土（岩）質、変化 位置	一般：1回/変化時 重点：1回/変化時
			支持地盤	一般：1回/1構造物 重点：1回/1構造物
			使用材料、設計図 書との対比	一般：1回/1ロッド 重点：1回/1ロッド
			設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	一般：1回/1構造物 重点：1回/1構造物
浚渫工	施工完了時	基準高、延長、幅	一般：1回/1工事 重点：1回/1工事	
コンクリート水路	現場打ち開水路 ボックスカルバート	土（岩）質の変化 した時	土（岩）質、変化 位置	一般：1回/変化時 重点：1回/変化時
		床堀掘削完了時	支持地盤	一般：1回/1構造物 重点：1回/1構造物
		施工完了時	基準高、延長、高 さ、幅	一般：1回/100m 重点：1回/50m
		施工完了時 （二次製品）	基準高、延長	一般：1回/500m 重点：1回/250m
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図 書との対比	一般：1回/1ロッド 重点：1回/1ロッド
		埋戻前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	一般：1回/1構造物 重点：1回/1構造物
	二次製品開水路	施工完了時	基準高、延長	一般：1回/500m 重点：1回/250m
管水路工		土（岩）質の変化 した時	土（岩）質、変化 位置	一般：1回/変化時 重点：1回/変化時
		床堀掘削完了時	基準高、 延長 、幅	一般：1回/500m 重点：1回/250m
		基礎砂等完了時	基準高、 延長 、 厚 さ、幅	
		管接続施工中	ジョイント間隔	
		管布設完了時	基準高、 延長 、厚 さ、幅、中心線の ズレ	
		施工完了後	漏水確認	一般：1回/路線

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
補強土壁工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	一般：1回／変化時 重点：1回／変化時
		床堀掘削完了時	支持地盤	一般：1回／1構造物 重点：1回／1構造物
		施工完了時	基準高、延長、高さ、幅、鉛直度	一般：1回／100m 重点：1回／50m
		敷設完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1工事 重点：1回／1工事
水路トンネル工	掘削	土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	一般：1回／変化時 重点：1回／変化時
		支保工	支保工完了時（支保工変更毎）	使用材料、中心線のズレ、基準高、間隔、幅
	覆工	コンクリート打設前	支保工の状態（基準高、中心線のズレ、間隔、幅）	一般：1回／1工事 重点：1回／1工事
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロッド 重点：1回／1ロッド
	バート工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：1回／1ロッド 重点：1回／1ロッド
その他	監督員の指示した工種	適宜	適宜	適宜

注）・表中の「確認の程度」は、標準的な回数であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ、適宜確認することとする。
・表中にない工種については、類似工種を参照し適宜確認すること。
・1ロッドとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

<一般監督と重点監督>

一般監督と重点監督の工事区分については宮崎県農政水産部請負工事等監督実施要領によるものとする。

なお、一般監督と重点監督との工事区分は、次のとおりである。

(1) 一般監督 重点監督以外の工事

(2) 重点監督 次に掲げる工事とする。

ア 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- (ア) 新技術導入推進農業農村整備事業
- (イ) 標準歩掛のない新工法を用いた工事

イ 施工条件が厳しい工事

- (ア) 鉄道又は現道上での橋梁工事
- (イ) 圧気潜函工事
- (ウ) 掘削深さ5m以上の土留工及び締切工を有する工事
- (エ) 鉄道・国道等の近接工事
- (オ) 軟弱地盤上での構造物
- (カ) 現場打ちPC橋
- (キ) 橋脚（躯体工30m以上）
- (ク) その他これらに類する工事

ウ 第三者に対する影響がある工事

- (ア) 周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- (イ) 一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- (ウ) 河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
- (エ) その他これらに類する工事

エ その他

- (ア) 一般競争入札の工事
- (イ) 低入札工事（調査基準価格対象工事）
- (ウ) 発注機関の長が必要と認めた工事

13. 試験方法等

試験方法等

1. コンクリートのスランプ試験方法 JIS A 1101	2-13-2
2. コンクリート中の塩化物総量規制実施要領	2-13-4
3. 砂置換法による土の密度試験方法 JIS A 1214	2-13-6
4. 道路の平板載荷試験方法 JIS A1215	2-13-12
5. プルーフローリング	2-13-15
6. ベンケルマンビーム	2-13-18
7. ロックボルトの引抜き	2-13-21
8. R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	2-13-23
9. 直接基礎地盤の平板載荷試験	2-13-47
10. 鋼橋の高力ボルト締付検査	2-13-53
11. PC 桁のプレストレッシング	2-13-56
12. 溶接欠陥の種類と対策	2-13-62
13. 管水路の通水試験	2-13-63

試験方法等については、県で規定しているものではないことから今回削除とした。

※様式集の新旧赤書き版は目次のみ作成しております。各様式は参考様式ですので、現場に合わせて作成をお願いします。

1 3-1-4. 様式集

様式集目次

1. 出来形管理、品質管理、工事写真帳 表紙	2-13-2
2. 工程表様式	
・ネットワーク方式	2-13-3
・バーチャート方式	2-13-4
3. 出来形管理様式	
・出来形数量総括表	2-13-5
・出来形概要図	2-13-6
・出来形管理総括表	2-13-7
・出来形管理図表	2-13-8
・測定結果一覧表	2-13-11
・石積（張）ブロック積（張）出来形管理図	2-13-12
・暗渠工出来形管理表	2-13-13
・整地工総括表	2-13-14
・出来形管理図表（水田）	2-13-15
・出来形管理図表（畑）	2-13-16
・畦畔築立出来形管理表	2-13-17
・縦断並びに断面形式出来形管理図（用排水路）	2-13-18
・道路工測定結果一覧表	2-13-19
・用水路工測定結果一覧表	2-13-20
・排水路工（L型等）測定結果一覧表	2-13-21
・排水路工（フェーム、柵渠等）測定結果一覧表	2-13-22
・管水路ジョイント間隔測定結果一覧表	2-13-23
・ゴム輪位置管理表	2-13-24
・RR管差し込み位置及びゴム輪位置測定結果一覧表	2-13-25
・ダクタイトル铸铁管K型継手チェックシート	2-13-26
・ダクタイトル铸铁管T型継手チェックシート	2-13-27
・暗渠排水工出来形管理表	2-13-28
・杭打工事偏心出来形管理図	2-13-29
・基礎打込成績表	2-13-30
・杭打込記録表	2-13-31
・杭出来形管理表	2-13-32
・グラウト工測定結果一覧表	2-13-33
・路面の平坦性試験表（標準偏差）	2-13-34
・プルーフローリング試験	2-13-36
・矢板出来形管理表	2-13-37

・ケーソン製作管理表	-----	2-13-38
・ケーソン据付管理表	-----	2-13-39
・使用材料総括一覧表	-----	2-14-40
・材料調書	-----	2-14-41
・トラック積載検収要領	-----	2-13-44
・コンクリート二次製品搬入時検査表	-----	2-13-45

4. 品質管理様式

・品質管理総括表	-----	2-13-46
・コンクリート圧縮・曲げ強度試験成果一覧表	-----	2-13-47
・コンクリート管理データシート	-----	2-13-48
・X-R管理データシート（1）	-----	2-13-49
・X-R管理図	-----	2-13-50
・X-R s-Rm管理データシート（2）	-----	2-13-51
・X-R s-Rm管理図	-----	2-13-52
・コンクリート品質管理工程能力図	-----	2-13-53
・塩分測定結果一覧表	-----	2-13-54
・コンクリート中の塩分測定表	-----	2-13-55
・品質管理表	-----	2-13-56
・品質管理工程能力図	-----	2-13-57
・舗装工事品質管理総括表	-----	2-13-58
・アスファルト混合物の温度	-----	2-13-65
・初転圧温度	-----	2-13-66
・採取コアー試験総括表	-----	2-13-67
・現場密度試験総括表	-----	2-13-68
・レディーミクスコンクリート品質証明書	-----	2-13-69